

第1章 福祉用具サービス計画と福祉用具専門相談員の役割

1. 本ガイドラインの位置づけ

福祉用具専門相談員が介護保険制度における福祉用具に係るサービス(以下、「福祉用具サービス」という。)を提供するうえでは、「福祉用具サービス計画」ⁱを作成するとともに、福祉用具貸与においては福祉用具サービス計画の実施状況を把握し(以下、「モニタリング」という。)、その結果を踏まえ、必要に応じて福祉用具サービス計画を変更することが求められます。

本ガイドラインは、福祉用具サービスの提供における各種様式の活用を通じたサービスの質の向上(PDCA)を適切に実践するため、福祉用具サービス計画についての基本的な考え方や作成の方法、作成するうえで重要となるアセスメントに関する内容、モニタリングの目的や考え方、モニタリング結果の記録の方法等について解説したものです。

今後、より多くの福祉用具専門相談員が、さらに質の高い福祉用具サービスを利用者に提供できるよう、日々の福祉用具サービス計画及びモニタリング記録の作成時や研修等の様々な場面で本ガイドラインを活用していただくことを期待しています。

2. 福祉用具サービス計画とは何か

福祉用具サービス計画は、「利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具の利用目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、モニタリングを行う時期等を記載したもの」ⁱⁱです。介護支援専門員が作成するケアプランに記載されている生活上の目標と、その実現を支援するサービスのうち、福祉用具サービスに関する具体的な内容を示したものになります。

福祉用具サービスがより効果的に活用され、利用者の生活の質の向上が図られるよう、福祉用具専門相談員は福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、「福祉用具サービス計画」を作成し、利用者又はその家族に説明し利用者の同意を得ることが義務付けられています。また、福祉用具貸与計画においては当該利用者に係る介護支援専門員に交付することも義務付けられていますⁱⁱⁱ。

福祉用具サービス計画を用いることによって、福祉用具の利用目標や選定理由、福祉用具の利用上の留意点を、利用者又はその家族に対して明確に説明できます。選定理由の明確化は、利用者の状態像等に変化があった場合に、提供された福祉用具の見直しが必要かどうかを判断するシームレスな対応を可能にします。福祉用具の適切な活用方法や使用上の留意事項の明確化は、福祉用具の安全利用の促進と事故防止につながります。福祉用具専門相談員

ⁱ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号、以降、「指定基準」と言う。)第199条の2に定める「福祉用具貸与計画」、同第214条の2に定める「特定福祉用具販売計画」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)第278条の2に定める「介護予防福祉用具貸与計画」及び同第292条に定める「特定介護予防福祉用具販売計画」を総称したものの。

ⁱⁱ 指定基準第百九十九条の二第一項、第二百十四条の二第一項

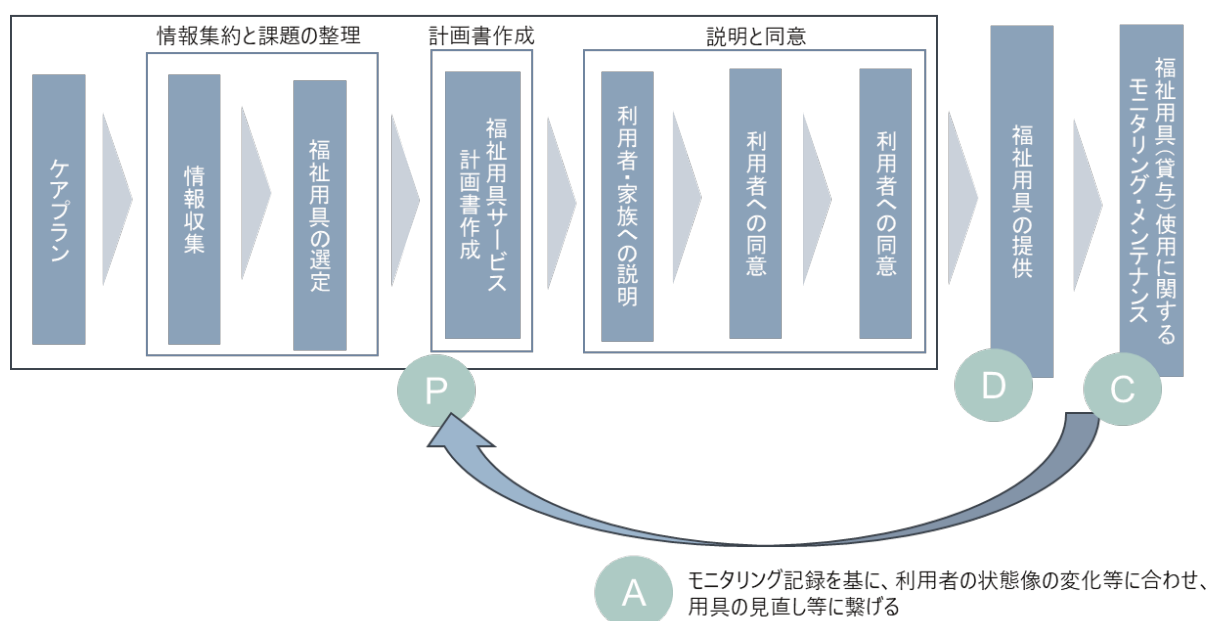
ⁱⁱⁱ 指定基準第百九十九条の二第三項、第四項

は、福祉用具サービス計画を活用し、介護支援専門員をはじめ関係する多職種と情報及び支援の方向性の共有を図りながら、チームケアの一員として利用者の自立を継続的に支援します。

3. 福祉用具サービスの PDCA における福祉用具専門相談員の役割

福祉用具サービスを利用者に提供するうえでは、以下のように Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）のサイクルを繰り返すことで、初めて利用者の自立を継続的に支援することが可能となります。

図表 1 福祉用具貸与における PDCA サイクル



PDCA を適切に実践し、利用者に提供する福祉用具サービスの質の向上を図るうえでは、福祉用具サービス計画、モニタリング記録等の各種様式をサービス提供の中で活用していくことが不可欠です。

福祉用具のサービス提供における PDCA の段階別にみた福祉用具専門相談員の役割は以下の通りです。

図表 2 サービス提供における PDCA の段階別にみた福祉用具専門相談員に求められる役割ⁱ

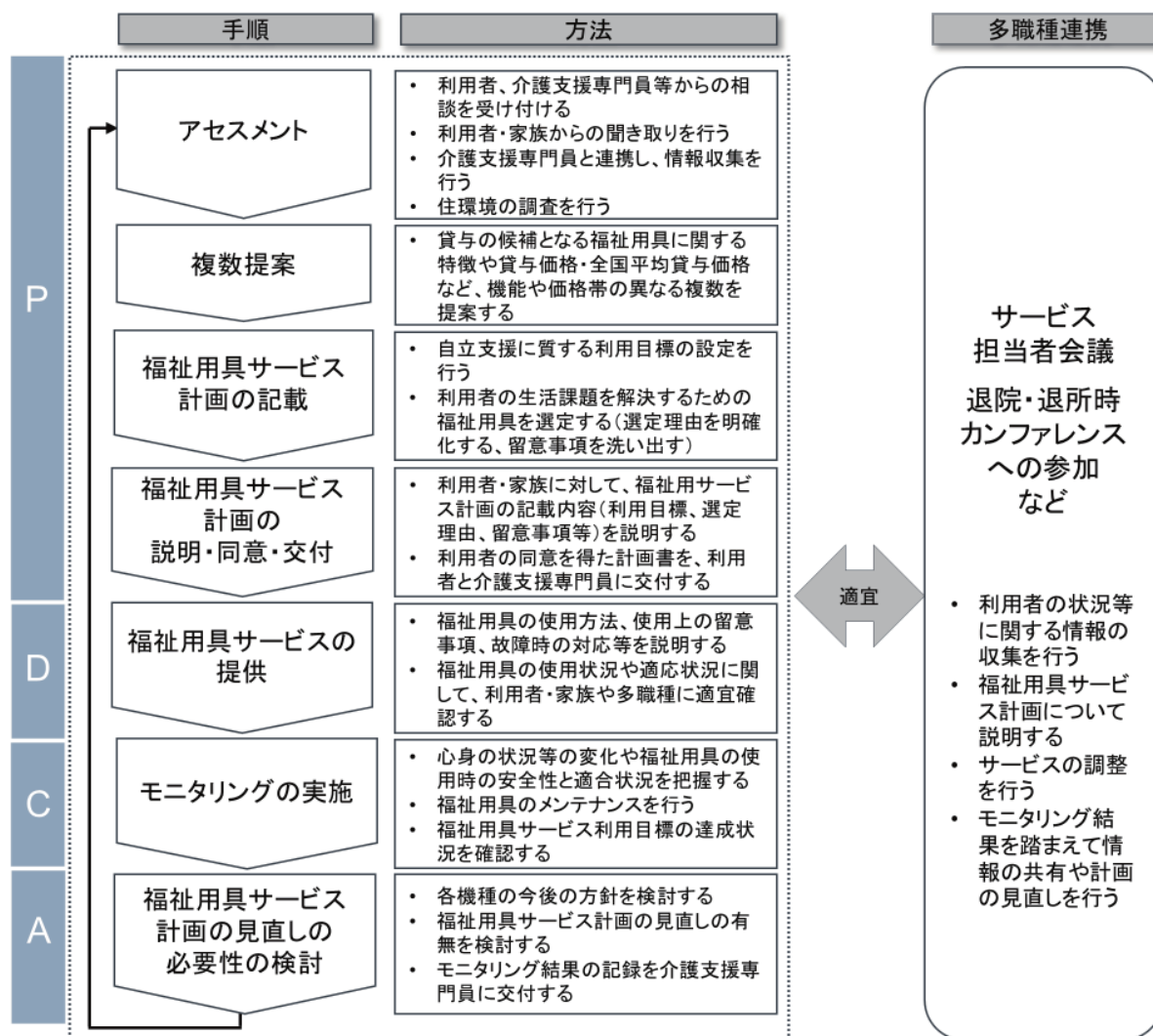
P (Plan)	【アセスメントや多職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付】 利用者の身体状況等のアセスメントや多職種からの情報収集等を通じ、利用目標の設定及び改善が期待できる日常生活動作(ADL)を明確化し、それを踏まえた福祉用具サービス計画を作成し、利用者等に説明、同意を得たものを利用者と介護支援専門員へ交付する。 具体的な例 ・ 退院・退所時カンファレンスやサービス担当者会議を活用し、医師やリハビリテーション専門職、介護支援専門員やサービス担当者等から収集した情報等を踏まえ、福祉用具サービス計画を作成する。 ・ 利用目標を設定し、モニタリング時期等を記載した福祉用具サービス計画を利用者及び介護支援専門員に交付する。
D (Do)	【福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や多職種への確認】 利用者等が福祉用具の使用方法を適切に理解しているか、使用を安全に続けられているかなどの福祉用具の適応状況に関して、利用者等やサービス担当者等の多職種へ確認を行う。 具体的な例 ・ 利用者及び家族等へ電話等にて使用状況を確認する。 ・ 訪問介護等の他サービス担当者へ使用状況の確認と機器の状況を確認する。 ・ 福祉用具の使用時に危険性がある、福祉用具が不適応であるなどの情報がある場合は、早期に Check から Action へ移行する。
C (Check)	【モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討】 訪問にて、福祉用具の使用時の安全性や適合状況を確認し、福祉用具のメンテナンスを行う。また、現在までの利用目標の達成状況から、今後の目標の達成や福祉用具の変更に関する見通しを立て、福祉用具サービス計画の継続・見直しを検討する。 具体的な例 ・ 福祉用具の使用場面を実際に観察し、その手順や安全性を確認する。 ・ 福祉用具の設置状況や機器の動き、操作性等のメンテナンスを行う。 ・ モニタリングを通じて利用目標の達成状況等を確認するとともに、その結果の記録を介護支援専門員に報告し、福祉用具サービス計画の継続・見直しを検討する。
A (Action)	【多職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における多職種との連携】 確認した福祉用具の適合状況やメンテナンスの状況について、家族やサービス担当者へ報告する。利用目標の変更が見込まれる場合は、福祉用具や福祉用具サービス計画の変更について、多職種へ情報提供・協議を行う。 具体的な例 ・ サービス担当者会議等で家族やサービス担当者に情報を共有する。 ・ 医師やリハビリテーション専門職等から収集した情報や、介護支援専門員やサービス担当者との協議の結果等を踏まえ、福祉用具の継続利用や利用目標について再検討する。 ・ 再検討した福祉用具の継続利用や利用目標に関して、多職種との協議や状況報告を行う。

ⁱ 「福祉用具のサービス提供におけるPDCAの適切な実践等について」(令和6年3月21日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)

4. 福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法

福祉用具サービス計画作成する基本的な手順と方法は以下の通りです。なお、この手順は基本的な流れであり、利用者を取り巻く状況により前後することがあります。

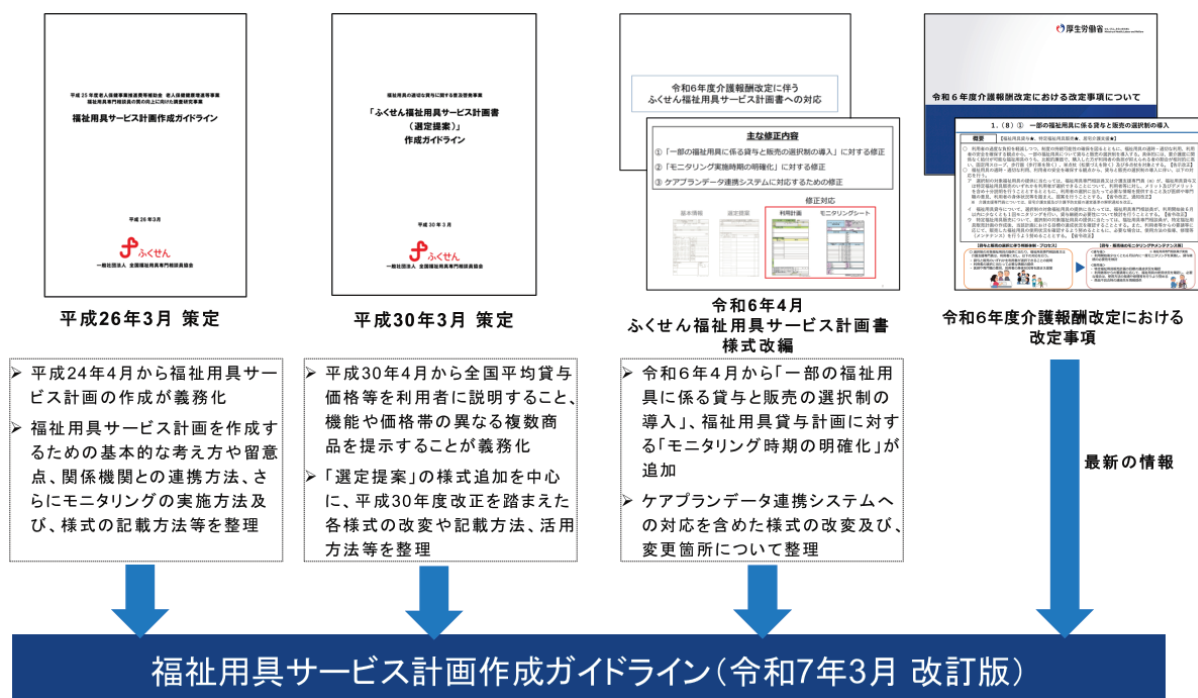
図表 3 福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法



5. 福祉用具サービス計画の様式について

福祉用具サービス計画の様式は、各事業所ごとに定めるもので差し支えありませんが、本ガイドラインでは、厚生労働省の老人保健健康増進等事業の助成を受けて平成 26 年に「福祉用具サービス計画書作成ガイドライン」を策定し、また平成 30 年に「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)作成ガイドライン」を策定している一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会(以下、「ふくせん」という。)が開発した「ふくせん福祉用具サービス計画書」及び「モニタリングシート」(いずれも令和6年4月版)を参考に、記載内容と記載方法について説明します。

図表 4 福祉用具サービス計画作成ガイドラインについて



なお、「ふくせん福祉用具サービス計画書」は「基本情報」・「複数提案」・「利用計画」の3点から構成されています。

図表 5 「ふくせん福祉用具サービス計画書」「モニタリングシート」のイメージ

